

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、福島相双地域における交通課題解決に向けた戦略立案及び戦略実行を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

当機構は、福島相双地域（※）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、福島相双地域の社会課題解決を目指した新しい技術・仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故以降、福島相双地域では多くの社会課題が顕在化しており、特に交通課題は喫緊度と深刻度が高い。具体的には、この地域への帰還者は高齢者比率が高く、自身で自動車の運転をしない、代わりに運転する家族や親族も近くにいないといった状況下で移動困難が発生。地域の足となるべきバスやタクシー等の公共交通も、ドライバー不足や収益確保困難等の事情で、営業時間の短縮や運行台数・頻度の低下を余儀なくされている。交通便利性が向上しなければ、住民帰還や移住のハードルとなるばかりか、飲食店をはじめとした事業者のなりわい再建、特にナイトタイムエコノミーの活性化が遅滞、ひいてはこの地の復興にブレーキがかかることとなる。

交通課題解決に向けては、長期的・総合的な視点に基づく実効性の高い戦略立案とその実行が必要である。また対応策・改善策の検討に際しては、各基礎自治体の行政区域にとどまらない広域での視点も併せ持つことが肝要である。

以上に鑑み、本事業では、福島相双地域の復興加速化に向け、福島イノベーション・コースト構想も認識しつつこの地域の交通課題に関する各種調査に基づき、ライドシェア等の先進的な技術・仕組みの実証等を含む戦略立案及び戦略実行により、対応策・改善策の実装に向けた道筋をつけることで、福島相双地域の交通課題解決に寄与することを目的とする。

（※）本仕様書における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）をいう。

2. 事業内容

（1）件名 福島相双地域における公共交通課題解決に向けた戦略立案、戦略実行伴走支援

（2）業務内容等

① 福島相双地域における公共交通課題解決に向けた戦略立案

戦略立案（ロードマップ策定等）においては、以下の定例も考慮し、当機構と協議の上、実効性の高い戦略の立案に努めること。また、相双地域という広域での視座に立ち、各関係者（住民、事業者、自治体担当者、有識者等）との信頼構築に努めること。

（例）

関係者間における勉強会等の企画・運営を通じた戦略立案

- ・ 勉強会のメンバー（講演等に適した有識者を含む）の選定
- ・ 勉強会の企画・実施（年6回～8回程度）

情報整理（現状分析とニーズ調査等）

- ・ 一定の定量・定性分析（乗降データ、人流データ等）の実施
- ・ 活用でき得る補助金等の一定の情報整理を実施
- ・ 国内外における他事例の整理や分析
- ・ 国内外における民間事業者等の整理
- ・ 住民/交通事業者等のニーズ調査

改善策の立案

- ・ 現状分析や関係者ニーズを踏まえた対応策・改善策の立案 等

② 戦略実行段階での伴走支援

個別戦略に応じた実行段階での伴走支援においては、以下の「想定例」も考慮し、当機構と協議しつつ実行し、公共交通課題解決の実効性向上に努めること。また、相双地域という広域での視座に立ち、各関係者（住民、事業者、自治体担当者、有識者等）との信頼構築に努めること。

（例）

地域公共交通会議や法定会議等の設立に向けた対応支援

対応策・改善策に必要な関係者との調整

- ・住民説明会等の実施支援
- ・住民・交通事業者等の意見への対応支援

各自治体による予算要求、補助金申請等における助言や資料作成 等

- (3) 業務期間 2024年5月下旬予定(契約締結日)～2025年3月27日
(4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

4. 契約の要件

- (1) 予算規模：30,250,000円(税込)を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2024年4月2日(火)

締切日：2024年5月10日(金) 12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

①2024年4月12日(金) 17時(必着)までに、下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問してください。

②2024年4月19日(金)までに、弊機構ホームページ(<https://www.fsrt.jp/procurement>) に回答を掲載します。

(3) 参加表明の回答期限及び回答方法

2024年4月26日(金) 17時(必着)までに、9. 記載の問い合わせ先へ電子メール(メール本文に参加表明を記載)により回答してください。

(4) 応募書類

① 以下の書類を(5)により提出してください。

- ・申請書(様式1)
- ・見積書(書式任意)
- ・企画提案書(書式任意)
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・直近の財務諸表
- ・業務委託契約書(案) ※代案がある場合

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書(案)ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報(個人情報を含む。)についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 審査方法

審査にあたっては、審査委員会等により審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 3. の応募資格を満たしているか。

② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

① 事業の目的、内容

-1 事業目的

-2 事業内容

② 事業実施計画

-1 事業実施計画

③ 事業実施体制

-1 事業実施体制

-2 組織としてのネットワーク・人的基盤

-3 事業従事予定者の専門性、類似事業実績

-4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

工数および費用については、見積書に記載する。

業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含める。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当： 下田、加納

E-mail : kikou-koubo_r5-1@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

2024年度「福島相双地域における公共交通課題解決に向けた戦略立案、戦略実行伴走支援」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	